〜5

11.10.7

260 号

No. 1　　　　大正11年9月28日

第四拾六回報告

福岡縣社會課長歌川氏トノ會談

社會事業ヲ解セズ資本家ガ居ル。

縣當局デハ先般来商業會議所、市役所及新聞社等ト連絡ヲ取リ物價調節ニ努力シ居ルガ別紙新聞切抜ノ如ク小賣商人側ニ於テ理屈ヲ並ベテ居ル始末デ調節モ術ロシク効果顕レズ折角ノ努力モ疑問視セラルル有様ナルモ当局ニテハ屈セズ撓マズ各種ノ方法ヲ以テ調節ニ力ヲ致シ居ル次第ニテ新聞紙モ其ノ宣傳及節約デー等ニモ共鳴シ力ヲ添ヘツヽアル有様ニテ云ハバ物價引下ノ職業紹介、公設市場設置節約デー等ノ社會事業ハ輿論ト見テ差支ナキ折柄之レニ反抗シテ十月一日ヨリ資本主ナル貸家営業者ガ是迄三拾五円ノ家賃ヲ四拾円ニ値上スル通知ヲ出シタノデ社會課

麻生弁護士ノ弁論猛烈を極めし為検事も抗弁者を徴せらる

悪は之れを問はず只傷害罪として被告等三名に對して各懲役六ケ月を課するが至當であらうと論告し以下辯護士の辯論に入つた

麻生久氏の辯論

盛んに檢事に當り散らし罰金刑を主張す

次に大和辯護士の辯論に入り「被告に對する六ケ月求刑も實は淺原守の背景が檢事の目に映してゐないか被告に對しては重くとも罰金刑を課せられん事を望む」と述べ次に麻生辯護人が起つ同辯護人は

東京から 來た吾輩の眼に映じた九州は實に恐ろしい所である事を痛切に感ずる警察官は一般民衆の爲めに味方であるか敵があるか全く判斷に苦しむ、而して人民が最後の救ひの主として信頼する裁判所は被告に對し壓迫を加へるものか果た亦之れを救ふものかも疑はずには居られない本事件勃發當時卽ち本年六月六日淺原一派の者三名が大辻炭坑に於て深夜拷問を受けたそうであるが近くに居た巡査は之れを知らぬと言つて不問に附せられたは全く警察官が資本家に買收されたものと見て差支へない檢事も亦

資本家側 に共鳴し買收された警官の申し立てを基準として事件を論ぜられるか之れ亦人民の爲めに敵であるか判斷に苦しむものである苟くも檢事が純真なら人間に立返つて本件を見られたならば斯る無暴な求刑を口から先にでも出さるゝ筈はないのであるが然るに先刻の求刑に思へば既に警察と裁判所は資本家の味方となつて勞働者に壓迫を加へるもので資本家のやる事なら總てが正しいものだと信じ切つて居られる樣に思はれる檢事は其僞しつゝある事が職にある身とは言へ本件に對して無暴なる六ケ月の求刑は口から先に出よう筈はない、形式の許す限りは七ケ月でも一ケ年でも引張つて行かれはしようが人間の歴史を考へて人間として其の最も高潔なる心で裁判を私はして貰ひたい、前の拷問をした連中は不起訴となり僅かの

傷害を加 ふものには六ケ月の懲役を課するとせば今後吾々民衆は資本家警察官及裁判官を吾々の敵として何處迄も進むべき堅固なる信念を決めなければならぬ蓋し警察官や裁判官檢事が總て資本家の味方となれば今後飛んだ禍紋が出來はしないか、特に斯様な重大な意義ある問題は今少しく頭を冷靜にして貰ひたい求刑は何年でも出來やうが果して夫れで檢事の良心に恥づる所がないか否うか、勞働階級に對して福岡縣は全く無政府狀態であるかと思はしむる權利者には罪はあつても之れを問はず勞働者には

極刑を課 するとせば檢事は既に勞働者から敵だと思はれる樣になるから少しも民衆の爲めの救の神だと云ふ信念で公平無私事を處して貰はねばならぬ本事件の如き至極單純なものであるから輕い罰金刑を與へられる事が最も至當であり社會の波瀾を

未然に防 ぐ所以である」と信ずると氏一流の論法を進め

生活の爲 めか將又職務の爲めかは知らないが少しは資本家本位で事を考へて貰ひたい檢事は被告に六ケ月の求刑をするに當り心の何處かに必ずや無理で煩悶があるにはせぬか如何に檢事が生活の爲めとは言へ法律を行使する

て次ぎに鮎川辯護士の辯論あり午後三時四十分閉廷判決言渡は來る廿一日の筈

此投書は中々適中して居る

▲八幡市の三大特物を紹介します、市中で不親切なのは巡査と郵便夫、威張るのは製鐵所の看護婦と守衛と共濟會のお役人、親切なのは長官サンと市長サンと署長サン趣旨に反するのが製鐵所の購買會と職工同志會と、製鐵所の共濟會（日出町生）▲